

令和 年 月 日

貝塚市水道事業 貝塚市長 様

申請者
住 所

氏 名

{ 浄水器
活水器
軟水器 } の設置について

水道メーターの2次側（主管的な部分）に浄水器、活水器及び軟水器（以下「機器」という。）の設置を希望しますので、下記の通り届出します。
また、設置するにあたり届出の内容を厳守します。

記

1. 設置する機器の認証
ア、認証登録番号（ ）
イ、自己認証 水道法に適合している証明を添付
2. 機器を設置することによる、水質の責任区分は機器の上流側までを貝塚市水道事業とし、水質の変化が予想される機器の下流側の水質及び設置に伴う一切の責任は申請者にて対応します。
3. 機器の設置に際し、貝塚市水道事業が指示する配管設備及び水栓等を1栓設置します。
4. 機器の修理等は申請者の責任で行います。
5. 機器の設置後、設置に関し入居者（使用者）及び住宅の所有者等からの一切の苦情・問題の対応は、申請者の責任で行います。

なお、当該給水装置を第三者に譲渡する際は、この誓約事項を譲受人に対して必ず継承します。